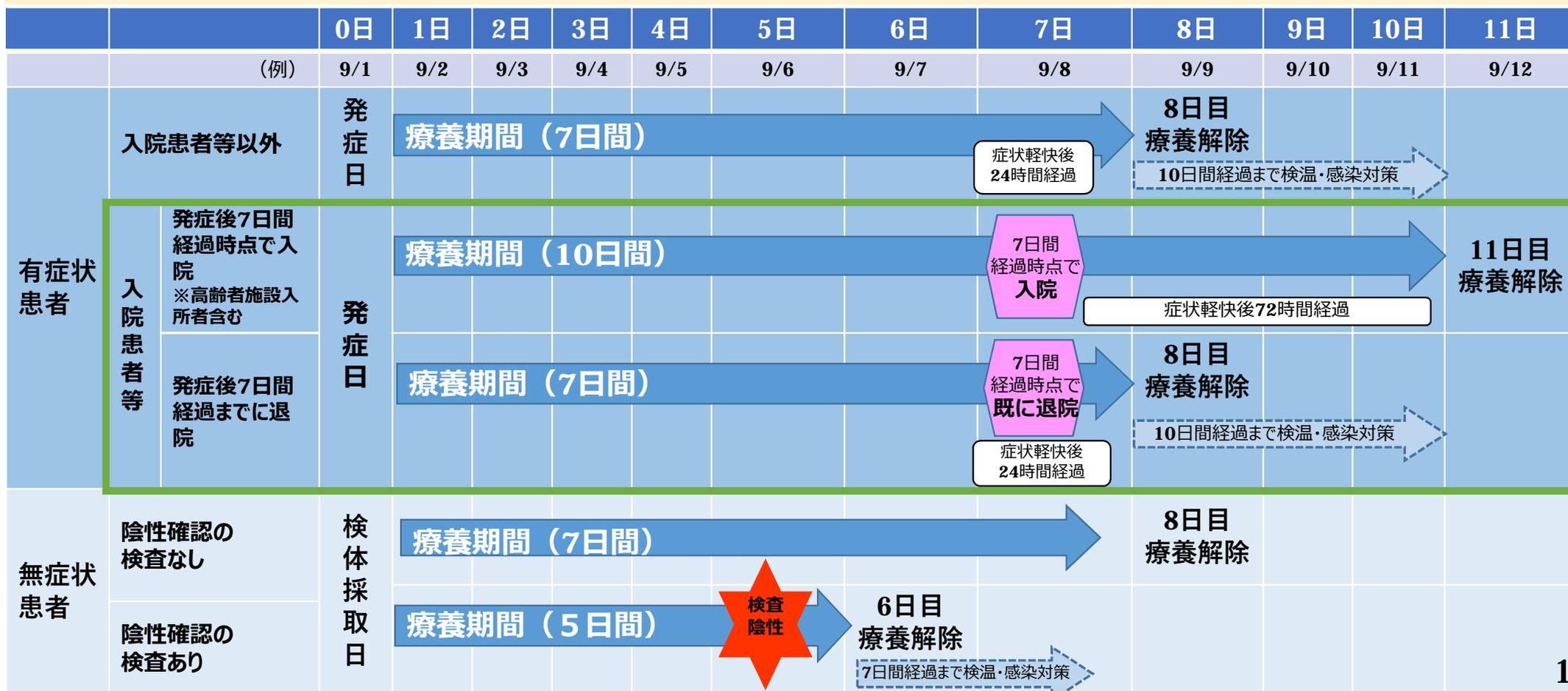


新型コロナウイルス感染症患者の療養期間等の見直しについて

資料5-2

令和4年9月7日付国事務連絡に基づき同日より適用

- ◆ 有症状患者の療養期間は、10日間から7日間へ
- ◆ 発症後7日間経過時点で入院している者（以下、「入院患者等」という。）は、従来から変更なし
- ◆ 無症状患者は、検体採取日から5日目の検査キットで陰性を確認した場合には、6日目に解除可能
- ◆ 有症状患者で症状軽快から24時間経過後または無症状患者の場合、感染予防行動を徹底し、最小限の外出可能



新型コロナウイルス感染症 陽性の方へ

発生届対象者

- ① 65歳以上の方 ② 入院を要する方
③ 新型コロナ治療が必要な重症化リスクのある方 ④ 妊婦の方

保健所から連絡(SMSもしくは電話等)がありますので、お待ちください。



上記①～④に該当しない方は

保健所からの連絡はありません。陽性者登録センターにご登録をお願いします。

陽性者
登録
センター



OWEBで申し込み(24時間対応)

・申込には必要項目を入力(①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦発症日等) QRコード
・本人確認書類、検査キット等の写真を添付 ※検査キットの他PCR検査結果が分かる書類等でも可

※WEB申込ができない方のみ電話による登録ができます。専用電話 00-0000-0000

○登録審査完了後、宿泊療養、外来診療、配食サービス等をご希望される方は、「自宅待機SOS」等へお申し込みください。

(申請者の状況により申し込めない場合があります。)
※政令・中核市の配食、パルスオキシメーターは各市窓口へ申込が必要です。

自宅待機
SOS



- 体調が悪化した
○医師の診察を受けたいので、医療機関を紹介してほしい
○宿泊療養、簡易配食サービス、パルスオキシメーターを希望する

自宅待機SOS (電話 0570-055221) に連絡(24時間対応)

陽性者登録センターに
登録をお願いします。

療養期間

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
例) 2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	
【有症状】 発症日	療養期間(7日間※1)								療養 解除
【無症状】 検体採取日	療養期間(7日間)					療養期間(5日間※2)			療養 解除

※1
症状軽快後24時間経過した場合

※2
5日目の検査キットによる検査で
陰性を確認した場合は6日目に
療養解除が可能

・有症状の場合10日間、無症状の場合7日間経過まで検温とマスク着用など、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
・陽性判明時には自宅療養等していても、発症日から7日間経過時点で入院している場合は、療養期間が変わります。
・無症状者が療養期間中に症状が出た場合は、療養期間が変わります。

自宅療養
支援サイト

○自宅療養に必要な情報を「自宅療養者支援サイト」で確認
https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html



(QRコード)

療養証明
書類

- ・①～④に該当する方は、「MY HER-SYS」から療養証明書の発行ができます。
・①～④に該当しない方は、療養証明書の発行しません。

同居者の方への対応

同一世帯内で陽性者が判明した場合、同一世帯全ての同居者は濃厚接触者になります。

*自宅待機期間は、陽性者との最終接触日を0日目として5日間(健康観察は7日間経過するまで実施)
別の同居者が陽性となった場合は、改めてその同居者が発症した日を0日目として5日間となります。

○大阪府ホームページ『陽性者と濃厚接触の可能性がある場合の対応について』
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryos/osakakansensho/youseinokoujigyuu.html>



©2014 大阪府庁



(QRコード)